

生活福祉資金（福祉費）借入申し込み時に必要な添付書類

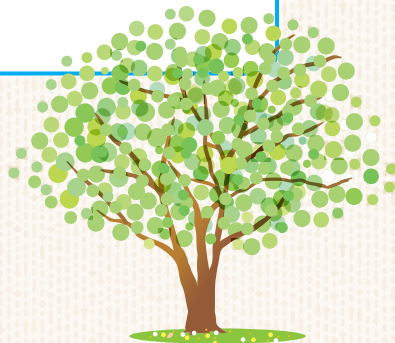
- ① 生活福祉資金福祉費借入申込書
- ② 住民票（借入申込世帯全員分：発行されてから３ヶ月以内のもの、コピー不可）
- ③ 顔写真付き身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード等）
- ④ 所得を証明する書類（借入申込者、連帯借入申込者、連帯保証人）
- ⑤ 資金使途ごとに必要な書類



資 金 使 途		添 付 書 類（例示）
福 祉 資 金	福 祉 費	
	生 業 経 費	事業計画書（様式第１－４号） 見積書等－機械器具、設備費、資材、仕入れ等に関する見積書 カタログ、パンフレット等 許可書等－営業許可証（写）、許認可資格証（写）等 契約書等－店舗・事業所等の借用契約書、賃貸契約書等 障害者世帯の場合は、障害者手帳（写）
	技 能 習 得 経 費	合格通知、入学許可証、在学証明、経費内訳書
	住 宅 増 改 築 等	住宅増改築等－借入計画書（様式第１－５号） （見積書、借地・借家の場合は地主・持ち主の承諾書等）
	障害者等福祉用具 購 入	障害者手帳（写） カタログ、パンフレット関係、見積書等
	障害者自動車購入	障害者手帳（写） カタログ、パンフレット関係、見積書、自動車運転免許証（写）
	中国残留邦人等国 民 年 金 追 納 費	特例措置対象該当通知書 追納保険料納付書
	療 養 経 費	経費見込書（様式第１－６号） 諸経費明細書等、健康保険証（写）
	介 護 経 費	介護保険被保険者証（写） 障害者手帳（写） サービス利用表・利用別表（写）、 利用者負担額が記載されたもの（写）、見積書等
	災 害 援 護 経 費	官公庁が発行する被災証明書、見積書等
	冠 婚 葬 祭 経 費	結婚－婚姻の証明（挙式会場の予約証明等） 出産－母子手帳(写)等 葬祭－死亡診断書等
	転 居 経 費	見積書、賃貸契約書等
	支 度 経 費	就職、技能習得を証明する書類（採用通知、入学証明等） 見積書等

※上記以外にも、関係書類等を添付していただく場合があります

生活福祉資金 福祉費 ご 案 内



低所得世帯、障害者または高齢者のおられる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れることを目的とした「福祉の貸付制度」です。
日常生活を送るため、又は自立生活のために一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付けます。

ご利用いただける方（対象世帯）

内容によっては自立支援事業の利用を必要とする場合があります。

- 低所得世帯**：市町民税非課税、または生活保護基準の1.7倍程度の所得水準で、他に資金の融通を受けることが困難な世帯
- 障害者世帯**：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方、障害者自立支援法によるサービスを利用している方がおられる世帯
- 高齢者世帯**：日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者のおられる世帯

- * 資金の使途によって、ご利用いただける世帯が異なります。
- * 滋賀県内に居住されている方（居住地と住民票が一致すること）が対象となります。
- * 外国籍の方は、次のいずれの条件にも該当することが必要です。
 - ① 在留カードを所持されていること
 - ② 現在地に６ヶ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。
- * 次の方(世帯)には貸付できません。
- * 「生活福祉資金」「離職者支援資金」の連帯保証人になっておられる方。
- * 既に生活福祉資金等を借り受け、償還が滞っている世帯
- * 多額の負債があるなど償還の見込みが立たない方
- * 他の公的資金（母子寡婦福祉資金など）や他法・他制度の利用ができる世帯（他法・他制度優先）
- * お申込みに際しては、審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございます。なお、審査の内容につきましてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- * 審査結果によっては、お借入金額がお申込金額と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

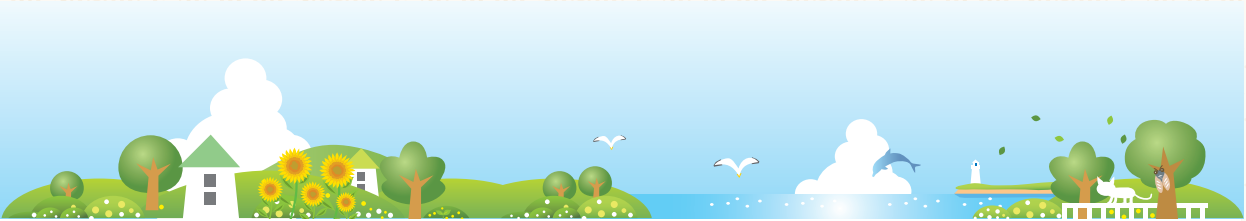


【問い合わせ先】

お住まいの市町社会福祉協議会 または
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（経営部門 資金貸付・債権管理担当）へ

TEL：077-567-3903 FAX：077-566-3611

◆生活福祉資金 福祉費 貸付条件等一覧



資 金 種 類		貸 付 条 件				
		貸 付 限 度 額	据 置 期 間	償 還 期 間	貸 付 利 子	連 帯 保 証 人
福 祉 資 金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福 祉 費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用	580 万円以内 (以下は貸付上限額の目安)	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	据置期間経過後 20 年以内 (以下は目安)	連帯保証人を立てる場合は 無利子 連帯保証人がいない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人なし でも貸付可
	生業を営むために必要な経費	460 万円		(15 年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6ヶ月程度 130 万円 1 年 程 度 220 万円 2 年 程 度 400 万円 3 年 程 度 580 万円		(8 年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円		(7 年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円		(8 年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	200 万円 (※障害の状況により改造等を要する場合 250万円)		(8 年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円		(10 年)		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6ヶ月以内であって 世帯の自立に必要なときは 230万円		(5 年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6ヶ月以内であって 世帯の自立に必要なときは 230万円		(5 年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150 万円		(7 年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	50 万円		(3 年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円		(3 年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円		(3 年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円		(3 年)		